

# 四 半 期 報 告 書

(第13期第3四半期)

イー・アクセス株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部【企業情報】 .....	2
第1【企業の概況】 .....	2
1【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2【事業の内容】 .....	4
第2【事業の状況】 .....	5
1【事業等のリスク】 .....	5
2【経営上の重要な契約等】 .....	5
3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3【提出会社の状況】 .....	9
1【株式等の状況】 .....	9
2【役員の状況】 .....	13
第4【経理の状況】 .....	14
1【四半期財務諸表】 .....	15
2【その他】 .....	34
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	35

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部経理部長 廣野 公一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部経理部長 廣野 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期 累計期間	第12期 連結会計年度
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	131,868	149,124	181,541
経常利益 (百万円)	8,234	9,731	5,088
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,774	5,501	14,565
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	—	18,503	—
発行済株式総数 (株)	—	普通株式 3,465,180 第1種優先株式 25	—
純資産額 (百万円)	72,332	75,509	—
総資産額 (百万円)	364,582	343,679	—
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	1,623.03	1,547.99	4,765.51
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1,575.39	1,513.67	4,568.24
1株当たり配当額 (円)	—	普通株式 600 第1種優先株式 5,508,750	—
自己資本比率 (%)	19.8	22.0	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38,644	45,895	52,002
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△34,163	△27,605	△45,848
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,581	△19,917	△23,651
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	63,795	41,770	43,397

回次	第12期 第3四半期連結 会計期間	第13期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (円)	927.44	△466.10

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成23年3月31日以降連結子会社がなくなったことにより、四半期連結財務諸表は作成しておりません。なお、前連結会計年度まで連結財務諸表を作成しているため、前第3四半期累計期間及び前事業年度に代えて前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度について記載しております。

- 3 当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社を完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、当社を完全親会社、イー・モバイル株式会社を完全子会社とするものでありますが、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は、イー・モバイル株式会社が当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイル株式会社を吸収合併いたしました。そのため、第12期の連結損益計算書は、イー・モバイル株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月30日の業績に、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の業績を連結した金額となっております。前第3四半期連結累計期間の業績は、イー・モバイル株式会社の前第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日）9ヶ月分の業績に、当社の前第2四半期会計期間及び前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日）6ヶ月分の業績を連結した金額となっております。
- 4 第12期連結会計年度は平成23年3月31日以降連結子会社がなくなったことにより、連結貸借対照表を作成していないため、該当事項のみを記載しております。
- 5 第12期第3四半期連結累計期間及び第12期連結会計年度は連結財務諸表を作成しているため、また、第13期第3四半期累計期間は重要性の乏しい非連結子会社のみであるため、持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

#### ② モバイル事業計画の遂行について

当社がモバイル事業を営む移動体通信市場は、高速データ通信サービスの拡大や通信料金定額制の導入、スマートフォンの台頭など大きな変革期を迎えており、これらをはじめ事業者間の競争環境の変化には予想し得ない要素もあり、当社の計画どおりの成果が上がらない可能性があります。モバイル事業において、技術革新や代替技術の登場による当社サービス価値の低下など、予想し得ない様々な事業環境の変動要素により計画以上に損失や資本支出が発生し、事業計画を変更せざるを得なくなった場合、当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

また、現在割り当てられている周波数帯に加え、新たな周波数帯が割り当てられた場合には、追加の設備投資等のための多額の資金調達が必要になる可能性があります。その場合には、新たな資金調達のコスト負担が当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

一方で、加入者増大により、現在割り当てられている周波数幅が不十分となった場合、提供サービスの品質低下や、競争力のあるサービス提供ができなくなるおそれがあります。かかる場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

更に、モバイル事業の基地局設置においては、近隣の他の事業者の基地局に対して電波干渉を軽減するための対策を行うことが必要となる場合があります。後発参入事業者である当社がこの電波干渉対策費用の一部を負担することが必要となる可能性があり、その費用負担が当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当社は平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」といいます。）を吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため、当期より非連結決算となっております。このため、前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、損益及びセグメント損益の前年同期比について記載しておりません。

「イー・モバイル」ブランドでモバイルブロードバンド通信サービスを提供する無線事業は、携帯音楽端末や携帯ゲーム端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及により需要が拡大している3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」及びテザリング機能を搭載したスマートフォンを中心とした販売施策を展開したことにより、契約数を伸ばし売上高を拡大しました。無線事業の契約数の堅調な伸びに伴い当第3四半期累計期間における当社の売上高は149,124百万円となりました。利益面においては、主に無線事業の広告宣伝費及び販売促進費の増加により営業利益は19,026百万円となり、営業外費用として支払利息7,833百万円等の計上により経常利益は9,731百万円となりました。また、主として昨年末の税制改正に伴い繰延税金資産の一部を取り崩すこととなり、法人税等調整額4,067百万円を計上いたしました。これにより、当第3四半期累計期間における四半期純利益は5,501百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

#### ①無線事業

(単位：百万円)

	前第3四半期 累計期間	当第3四半期 累計期間	比較増減	%
売上高	—	114,746	—	—
セグメント利益（営業利益）	—	7,591	—	—

	前第3四半期	当第3四半期	比較増減	%
純増契約数（千契約）	183	221	38	20.9
累計契約数（千契約）	2,924	3,800	876	30.0
ARPU（円/月）	3,100	2,730	△370	△11.9
月次解約率（%）	1.40	1.54	0.14	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（10円未満四捨五入）

無線事業は、携帯音楽端末や携帯ゲーム機、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い、モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi」を中心に契約数を伸ばしております。平成23年7月28日に発売した下り最大速度42MbpsのPocket WiFi「GP02」の通信速度の速さとリーズナブルな料金を訴求したマーケティング展開に加え、重さ99gでコンパクトな「Sony Ericsson mini」など先進的なスマートフォンを発売いたしました。これらにより、平成23年12月末現在における累計契約数は380万契約となり、前年同期末比で87.6万契約（30.0%）増加いたしました。

契約数の堅調な伸びに従い、当第3四半期累計期間における売上高は114,746百万円となり、セグメント利益（営業利益）は7,591百万円となりました。

なお、平成23年12月末現在の通信可能エリアの全国人口カバー率は92.5%となっております。

#### 契約数

当第3四半期（平成23年10月1日から平成23年12月31日）の新規契約数から解約数を差し引いた純増契約数は22.1万契約となりました。これは、TVCMなどを含むマーケティングの強化や、モバイルブロードバンド回線の卸売り及び量販店において、42Mbps対応のPocket WiFiを中心とした販売施策の展開により契約数が伸びたことによるものです。

#### ARPU

当第3四半期（平成23年10月1日から平成23年12月31日）のARPUは、前年同期の3,100円から370円減少し2,730円となりました。これは、主として月額料金を抑えたモバイルブロードバンド回線の卸売り販売比率の増加によるものです。

#### 解約率

当第3四半期（平成23年10月1日から平成23年12月31日）の解約率は1.54%となり、前年同期から0.14ポイント上昇いたしました。これは主として大口の法人顧客及びモバイルブロードバンド回線の卸売り先における解約によるものです。

②固定事業

(単位：百万円)

	前第3四半期 累計期間	当第3四半期 累計期間	比較増減	%
売上高	—	34,378	—	—
セグメント利益（営業利益）	—	11,435	—	—

	前第3四半期	当第3四半期	比較増減	%
累計契約数（千契約）	2,023	1,661	△362	△17.9
ARPU（円/月）	1,953	1,998	45	2.3
月次解約率（%）	2.03	1.97	△0.06	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（1円未満四捨五入）

固定事業においては、ADSL回線の卸売り先であるISP・パートナー企業と連携し新規顧客の獲得及び解約抑止に努めましたが、解約数が新規契約数を上回り、累計契約数が減少しました。平成23年12月末現在のADSL累計契約数は166.1万契約となっております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は34,378百万円となり、セグメント利益（営業利益）は11,435百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の流動資産、有形固定資産、無形固定資産はそれぞれ122,544百万円、147,321百万円、41,738百万円となり、前事業年度末に比べそれぞれ1,894百万円の減少、2,597百万円の増加、6,062百万円の減少となりました。流動資産の減少は主に現金及び預金の減少1,156百万円、売掛金の増加2,030百万円、商品の増加1,711百万円、未収還付法人税等の減少2,501百万円、流動資産「その他」のうち前払費用の増加2,456百万円、未収入金の減少5,779百万円によるものであります。また、投資その他の資産は30,897百万円となり、前事業年度末に比べ4,726百万円の減少となりました。これは主として税制改正に伴う繰延税金資産の減少4,887百万円によるものであります。これらの結果、資産合計は343,679百万円となり、前事業年度末に比べ9,273百万円の減少となりました。

当第3四半期会計期間末の流動負債は79,337百万円となり、前事業年度末に比べ72百万円の減少となりました。これは主に1年内償還予定の社債の減少3,465百万円、買掛金の増加2,225百万円、未払金の増加2,716百万円によるものであります。固定負債は188,834百万円となり、前事業年度末に比べ11,683百万円の減少となりました。これは主として社債及び長期借入金のうち1年内に返済予定を迎えた金額が流動負債へと振り替えられたことによるものであります。これらの結果、負債合計は268,170百万円となり、前事業年度末に比べ11,755百万円の減少となりました。

当第3四半期会計期間末の純資産は75,509百万円となり、前事業年度末に比べ2,482百万円の増加となりました。これは剰余金の配当2,217百万円、繰延ヘッジ損益の減少859百万円があったものの、四半期純利益5,501百万円を計上したためであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当社は平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイルを吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため、当期より非連結決算となっております。このため、前年同期比について記載しておりません。

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当第3四半期累計期間の期首残高43,397百万円から、当第3四半期累計期間において1,628百万円減少したことにより、41,770百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは45,895百万円の収入となりました。これは主に、税引前四半期純利益9,582百万円、非資金損益項目である減価償却費28,283百万円、売上債権の増加による減少2,030百万円、仕入債務及び未払金の増加による収入7,058百万円、法人税等の還付による収入2,581百万円等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは27,605百万円の支出となりました。これは主に、固定資産の取得による支出27,123百万円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは19,917百万円の支出となりました。これはセールス・アンド・割賦バック取引による収入10,285百万円、割賦債務の返済による支出12,538百万円、長期借入金の返済による支出70,241百万円、社債の発行による収入55,997百万円、社債の償還による支出4,519百万円等の結果、有利子負債の返済が進んだためであります。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は574百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式又は第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,465,180	3,465,180	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注) 4
計	3,465,205	3,465,205	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成24年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

3 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

4 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

##### (1) 剰余金の配当

##### (ア) 第1種優先配当金

① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金(定款第43条第1項において定義する。)の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式(以下まとめて「劣後株式」という。)を有する株主(以下「劣後株主」という。)に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日(以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。)における第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR(以下に定義する。)に下記のスプレッドを加えた年率(以下「第1種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額(以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金(以下に定義する。)については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成21年3月31日(同日を含む。)までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。)の期末配当金(以下「第1種優先配当金」という。)(円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日（以下「計算日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在において、テレレート3750ページ（又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。）に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

- ② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第43条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得すると引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額、（ii）発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%

（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、（iii）第1種累積未払優先配当金額、及び（iv）発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額

（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、（i）発行価額相当額に120%を乗じた額、及び（ii）第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、（iv）により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付すると引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額、(ii)発行価額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率3.5%(1事業年度ごとの複利計算とする)の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。)、(iii)第1種累積未払優先配当金額、及び(iv)発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当率の利率を乗じて計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。)の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i)発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii)第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日(当該日が休日である場合にはその翌営業日)に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	3,465,205	—	18,503	—	49,251

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,465,180	3,465,180	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,465,205	—	—
総株主の議決権	—	3,465,180	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株 (議決権49個) 含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

(2) 前第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成しておりません。そのため、当第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）の四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書の比較情報として「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成した前第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）の四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

なお、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得となる企業結合に該当します。その後、平成23年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を実施しております。この逆取得となる企業結合の結果、前第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）の四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書は下記の通りとなっております。

- ① 前第3四半期連結累計期間の『四半期連結損益計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、イー・モバイルの前第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）9ヶ月分の経営成績に、当社の前第2四半期会計期間及び前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）6ヶ月分の経営成績を連結した金額となっております。
- ② 前第3四半期連結累計期間の『四半期連結キャッシュ・フロー計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、イー・モバイルの前第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）9ヶ月分のキャッシュ・フローに、当社の前第2四半期会計期間及び前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）6ヶ月分のキャッシュ・フローを連結した金額となっております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社の資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	－%
利益基準	△0.1%
利益剰余金基準	△1.0%

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	47,080	45,924
売掛金	30,263	32,293
商品	2,090	3,801
未取還付法人税等	2,513	12
その他	46,011	43,933
貸倒引当金	△3,520	△3,420
流動資産合計	124,438	122,544
固定資産		
有形固定資産		
無線通信設備（純額）	110,769	114,129
その他（純額）	33,955	33,192
有形固定資産合計	144,724	147,321
無形固定資産	47,800	41,738
投資その他の資産		
その他	35,814	31,062
貸倒引当金	△190	△165
投資その他の資産合計	35,623	30,897
固定資産合計	228,147	219,957
繰延資産		
社債発行費	366	1,179
繰延資産合計	366	1,179
資産合計	352,952	343,679
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,791	4,015
1年内償還予定の社債	14,048	10,583
1年内返済予定の長期借入金	※1 20,712	※1 21,399
未払金	19,516	22,232
未払費用	7,038	6,846
未払法人税等	509	12
災害損失引当金	77	8
その他	※1 15,720	※1 14,242
流動負債合計	79,409	79,337
固定負債		
社債	12,640	※2 64,351
長期借入金	※1 177,665	※1 112,533
その他	※1 10,212	※1 11,950
固定負債合計	200,517	188,834
負債合計	279,926	268,170

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,482	18,503
資本剰余金	49,230	49,251
利益剰余金	5,325	8,609
株主資本合計	73,037	76,362
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	34
繰延ヘッジ損益	△29	△888
評価・換算差額等合計	△11	△854
純資産合計	73,026	75,509
負債純資産合計	352,952	343,679

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	131,868
売上原価	52,931
売上総利益	78,937
販売費及び一般管理費	※1 63,230
営業利益	15,707
営業外収益	
受取利息	23
受取配当金	2
その他	40
営業外収益合計	65
営業外費用	
支払利息	6,261
その他	1,277
営業外費用合計	7,538
経常利益	8,234
特別利益	
子会社株式売却益	13
その他	1
特別利益合計	14
特別損失	
固定資産除却損	152
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	83
特別損失合計	235
税金等調整前四半期純利益	8,014
法人税、住民税及び事業税	3,109
法人税等調整額	131
法人税等合計	3,240
少数株主損益調整前四半期純利益	4,774
四半期純利益	4,774

## 【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
売上高	149,124
売上原価	59,446
売上総利益	89,678
販売費及び一般管理費	※1 70,652
営業利益	19,026
営業外収益	
受取利息	8
受取配当金	2
償却債権取立益	116
還付加算金	63
その他	54
営業外収益合計	243
営業外費用	
支払利息	7,833
その他	1,705
営業外費用合計	9,537
経常利益	9,731
特別利益	
固定資産売却益	4
特別利益合計	4
特別損失	
固定資産除却損	152
特別損失合計	152
税引前四半期純利益	9,582
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	4,067
法人税等合計	4,081
四半期純利益	5,501

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

前第3四半期連結累計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	8,014
減価償却費	24,088
のれん償却額	536
固定資産除却損	152
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	83
その他の損益(△は益)	167
貸倒引当金の増減額(△は減少)	344
受取利息及び受取配当金	△25
支払利息	6,261
支払手数料	1,066
子会社株式売却損益(△は益)	△13
売上債権の増減額(△は増加)	△1,515
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,616
その他の資産の増減額(△は増加)	5,853
仕入債務の増減額(△は減少)	1,771
未払金の増減額(△は減少)	△1,367
未払費用の増減額(△は減少)	△342
その他の負債の増減額(△は減少)	805
小計	47,492
利息及び配当金の受取額	33
利息の支払額	△6,341
法人税等の支払額	△2,539
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,644
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	2,500
定期預金の預入による支出	△2,500
拘束性預金の増減額(△は増加)	△291
有形固定資産の取得による支出	△19,507
無形固定資産の取得による支出	△14,424
子会社株式の売却による収入	75
その他	△17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,163

(単位：百万円)

前第3四半期連結累計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△447
セールス・アンド・割賦バック取引による収入	6,991
割賦債務の返済による支出	△9,207
短期借入れによる収入	40,000
短期借入金の返済による支出	△40,000
長期借入れによる収入	6,926
長期借入金の返済による支出	△42,926
借入手数料の支払額	△1,329
社債の発行による収入	688
社債の償還による支出	△924
自己株式の取得による支出	△2,822
株式交換前の株式の発行による収入	44,828
株式交換後の株式の発行による収入	105
配当金の支払額	△3,464
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,581
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,900
現金及び現金同等物の期首残高	49,311
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	11,583
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 63,795

## 【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	9,582
減価償却費	28,283
固定資産売却損益 (△は益)	△4
固定資産除却損	152
社債発行費	179
その他の損益 (△は益)	△65
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△125
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	△29
受取利息及び受取配当金	△10
支払利息	7,833
支払手数料	1,451
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,030
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,716
その他の資産の増減額 (△は増加)	1,490
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,225
未払金の増減額 (△は減少)	4,833
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,150
その他の負債の増減額 (△は減少)	△486
小計	50,414
利息及び配当金の受取額	9
利息の支払額	△7,079
法人税等の支払額	△30
法人税等の還付額	2,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,895
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	2,500
定期預金の預入による支出	△2,500
拘束性預金の増減額 (△は増加)	△471
有形固定資産の取得による支出	△23,670
有形固定資産の売却による収入	15
無形固定資産の取得による支出	△3,453
その他	△26
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,605

(単位：百万円)

当第3四半期累計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△626
セールス・アンド・割賦バック取引による収入	10,285
割賦債務の返済による支出	△12,538
長期借入れによる収入	5,797
長期借入金の返済による支出	△70,241
借入手数料の支払額	△1,889
社債の発行による収入	55,997
社債の償還による支出	△4,519
株式の発行による収入	41
配当金の支払額	△2,223
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,917
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,627
現金及び現金同等物の期首残高	43,397
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 41,770

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（ヘッジ会計の方法）

第1四半期会計期間より、当期に起債した外貨建社債取引について、為替相場の変動によるリスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計（繰延ヘッジ処理）を適用しております。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<p>※1 借入枠等の実行状況</p> <p>(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額7,667百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額22,695百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を有しております。また、取引銀行1行と総額7,422百万円、借入期間最長5年10ヶ月の分割実行型タームローン契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額はそれぞれ7,667百万円、22,695百万円、3,015百万円であります。</p> <p>なお、これらのコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>(2) 当社の中長期的な財務基盤をより強化することを目的に、平成18年3月にイー・モバイル株式会社がモバイル事業で必要となる資金を確保するために締結した借入契約に基づく借入金のリファイナンスを行い、取引金融機関21行と総額165,000百万円、借入期間最長5年のシンジケートローン契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額は165,000百万円であります。</p> <p>また、当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該シンジケートローンに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。</p> <p>なお、当事業年度末現在において、いずれの条項にも抵触していません。</p>	<p>※1 借入枠等の実行状況</p> <p>(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額6,667百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額19,817百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を有しております。また、取引銀行1行と総額7,422百万円、借入期間最長5年10ヶ月及び総額5,578百万円、借入期間最長5年5ヶ月の分割実行型タームローン契約を締結しております。当第3四半期会計期間末の借入実行額はそれぞれ6,667百万円、19,817百万円、7,017百万円、1,794百万円であります。</p> <p>なお、これらのコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>(2) 当社は、無線事業で必要となる資金を確保するために取引金融機関29行、借入期間最長5年のシンジケートローン契約（借入金残高98,637百万円）を締結しております。</p> <p>また、当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該シンジケートローンに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。</p> <p>なお、当第3四半期会計期間末現在において、いずれの条項にも抵触していません。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)												
<p>・財務制限条項</p> <p>① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ(*1)要件を満たすこと。</p> <p>② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ(*2)要件を満たすこと。</p> <p>③ 所定のレバレッジ比率(*3)要件を満たすこと。</p> <p>④ 借入期間を通じて、正の純資産を維持すること。</p> <p>*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：<math>\text{返済充当可能額} \div \text{元利支払額合計}</math></p> <p>*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：<math>\text{EBITDA (利払前税引前償却前利益)} \div \text{金融費用合計}</math></p> <p>*3 レバレッジ比率：<math>(\text{有利子負債残高} - \text{現預金残高}) \div \text{EBITDA}</math></p> <p>・オペレーティング制限条項</p> <p>① 所定の人口カバー率の要件又は所定の基地局累計数の要件を満たすこと。</p> <p>② 所定の加入者数の要件を満たすこと。</p> <p>(3) イー・モバイル株式会社は、モバイル事業の端末購入で必要となる資金の調達を行うため、平成23年3月1日にリース会社4社と割賦販売契約を締結しており、当社は当該契約を引継いでおります。当該契約に基づく当事業年度末の契約未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="209 1105 775 1214"> <tr> <td>割賦販売契約限度額の総額</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td>2,148百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>3,852百万円</td> </tr> </table> <p>2—</p>	割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円	契約実行残高	2,148百万円	差引額	3,852百万円	<p>・財務制限条項</p> <p>① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ(*1)要件を満たすこと。</p> <p>② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ(*2)要件を満たすこと。</p> <p>③ 所定のレバレッジ比率(*3)要件を満たすこと。</p> <p>④ 借入期間を通じて、正の純資産を維持すること。</p> <p>*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：<math>\text{返済充当可能額} \div \text{元利支払額合計}</math></p> <p>*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：<math>\text{EBITDA (利払前税引前償却前利益)} \div \text{金融費用合計}</math></p> <p>*3 レバレッジ比率：<math>(\text{有利子負債残高} - \text{現預金残高}) \div \text{EBITDA}</math></p> <p>・オペレーティング制限条項</p> <p>① 所定の人口カバー率の要件又は所定の基地局累計数の要件を満たすこと。</p> <p>② 所定の加入者数の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 無線事業の端末購入で必要となる資金の調達を行うため、平成23年7月1日にリース会社4社と割賦販売契約を締結しており、当該契約に基づく当第3四半期会計期間末の契約未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="863 1072 1430 1181"> <tr> <td>割賦販売契約限度額の総額</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td>6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>※2 当該社債のうち、平成23年4月1日発行の外貨建普通社債52,793百万円に関し、財務制限条項が付されております。</p>	割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円	契約実行残高	6,000百万円	差引額	0百万円
割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円												
契約実行残高	2,148百万円												
差引額	3,852百万円												
割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円												
契約実行残高	6,000百万円												
差引額	0百万円												

#### (四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、当第3四半期累計期間の四半期損益計算書の比較情報として前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書を記載しております。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売促進費	42,964百万円
貸倒引当金繰入額	1,862百万円

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売促進費	49,298百万円
貸倒引当金繰入額	608百万円

#### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、当第3四半期累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書の比較情報として前第3四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	64,978百万円
拘束性預金	△1,183百万円
現金及び現金同等物	63,795百万円

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	45,924百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,500百万円
拘束性預金	△1,654百万円
現金及び現金同等物	41,770百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、前第3四半期連結累計期間における株主資本等関係を記載しております。

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1,693,438円	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	2,609百万円	1,800円	平成22年6月30日	平成22年9月10日	利益剰余金
平成22年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成22年6月30日	平成22年9月10日	利益剰余金
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	692百万円	200円	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金
平成22年11月11日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(注) 1. 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

2. 上記支払額は、基準日が株式交換日前に属する当社の配当支払額であります。

2. 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第3四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月9日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成22年12月31日	平成23年3月11日	利益剰余金
平成23年2月9日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成22年12月31日	平成23年3月11日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

Ⅱ 当第3四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
平成23年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
平成23年8月4日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金
平成23年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	46百万円	1,836,250円	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	第1種 優先株式	46百万円	1,836,250円	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月9日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成23年12月31日	平成24年3月12日	利益剰余金
平成24年2月9日 取締役会	第1種 優先株式	46百万円	1,836,250円	平成23年12月31日	平成24年3月12日	利益剰余金

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

## (逆取得に係る注記)

当第3四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得となる企業結合に該当します。また、平成23年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

これらの企業結合の結果、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。また、個別財務諸表においては、当社の帳簿価額を基礎として、取得企業であるイー・モバイルの資産及び負債を合併期日の前日に付された適切な帳簿価額により計上する方法を適用しています（パーチェス法を適用しておりません）。

そのため、企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要及び被取得企業（当社）に対してパーチェス法を適用した場合の個別財務諸表に及ぼす影響額を以下に記載しております。

### 1. 企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要

#### (1) 取得企業の名称及び事業の内容

イー・モバイル株式会社 移動体通信事業

当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っておりますが、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする企業結合上の「逆取得」に該当します。

なお、平成23年3月31日を効力発生日として、当社（被取得企業）を存続会社、イー・モバイル（取得企業）を消滅会社とする吸収合併を実施し、共通支配下の取引として会計処理しております。

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本株式交換を実施することいたしました。

#### (3) 企業結合日

平成22年7月1日

#### (4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換

#### (5) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

#### (6) 取得された議決権比率

100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びイー・モバイル株主の議決権比率の構成、両社の総資産、売上高等の相対的な事業規模、経営戦略上の事業の重要性及び成長性の要素を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する取得企業はイー・モバイルであると決定いたしました。

#### (8) 企業結合年度の第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業（当社）の業績の期間

平成22年7月1日から平成22年12月31日

#### (9) 企業結合が企業結合年度の開始の日に完了したと仮定した場合の前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	14,107百万円
経常利益	3,791百万円
四半期純利益	2,079百万円

なお、影響額の概算額については監査証明を受けておりません。

## 2. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1) 四半期貸借対照表項目

流動資産	一百万円
固定資産	8,142百万円
繰延資産	△288百万円
資産合計	7,854百万円
流動負債	一百万円
固定負債	一百万円
負債合計	一百万円
純資産	7,854百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額8,142百万円が含まれており、効果が発現すると見積もられる期間（10年間）で定額法により償却しております。

### (2) 四半期損益計算書項目

売上高	一百万円
営業利益	△718百万円
経常利益	△649百万円
税引前四半期純利益	△649百万円
四半期純利益	△649百万円
1株当たり四半期純利益	△187円41銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額718百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、前第3四半期連結累計期間におけるセグメント情報を記載しております。

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	モバイル事業	ネットワーク事業	デバイス事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	103,977	27,891	—	131,868	—	131,868
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,343	2,612	4,317	8,272	△8,272	—
計	105,320	30,503	4,317	140,140	△8,272	131,868
セグメント利益	7,324	8,871	5	16,200	△493	15,707

(注) 1. セグメント利益の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

利益	当第3四半期 連結累計期間
セグメント間取引消去	43
のれんの償却額	△536
合計	△493

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表の作成方法について(2)」に記載のとおり、当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得となる企業結合に該当します。そのため、当第3四半期連結累計期間の『四半期連結損益計算書』は、イー・モバイルの第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日）9ヶ月分の経営成績に、当社の第2四半期会計期間及び第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日）6ヶ月分の経営成績を連結した金額となっております。

これに伴い、当第3四半期連結累計期間について、イー・モバイルの営む「モバイル事業」は第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日）9ヶ月分の経営成績、当社の営む「ネットワーク事業」、「デバイス事業」は第2四半期会計期間及び第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日）6ヶ月分の経営成績を連結した金額となっております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期連結累計期間において、当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、株式交換による経営統合を実施いたしました。これに伴い新たにのれんが10,723百万円発生しておりますが、当該のれんは報告セグメントごとの配賦が不能であることから全社資産、全社費用として取り扱っております。

(重要な負ののれん発生益)

当第3四半期連結累計期間において該当事項はありません。

II 当第3四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント		計	調整額	四半期 損益計算書 計上額 (注)
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客への売上高	114,746	34,378	149,124	—	149,124
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	114,746	34,378	149,124	—	149,124
セグメント利益	7,591	11,435	19,026	—	19,026

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

平成23年3月31日付で当社とイー・モバイルとの間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、事業管理体制の最適化を図るため、従来の「モバイル事業」、「ネットワーク事業」、「デバイス事業」を再編成し、新たに「無線事業」と「固定事業」に事業区分を変更しております。これに伴い平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

「無線事業」は、モバイルブロードバンド通信サービス、通信端末の開発及び販売等を提供しております。「固定事業」は高速インターネット接続サービス、ISPサービスを提供しております。

前第3四半期連結累計期間の「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報」を、変更後の事業区分の方法により区分すると以下のようになります。

なお、「I 前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（注）3」に記載のとおり、前第3四半期連結累計期間の『四半期連結損益計算書』は、イー・モバイル（主に無線事業）の前第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日）9ヶ月分の経営成績に、当社（主に固定事業）の前第2四半期会計期間及び前第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日）6ヶ月分の経営成績を連結した金額となっております。

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 2
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客への売上高	104,371	27,496	131,868	—	131,868
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	104,371	27,496	131,868	—	131,868
セグメント利益	7,579	8,665	16,243	△536	15,707

(注) 1 セグメント利益の調整額△536百万円は、のれんの償却額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期累計期間において該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期累計期間において該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第3四半期累計期間において該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

前第3四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成していないことから、前第3四半期連結累計期間における1株当たり四半期純利益金額等を記載しております。

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1,623円03銭	1,547円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,774	5,501
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	93	138
(うち優先配当額(百万円))	(93)	(138)
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	4,681	5,364
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,884,174(注)1	3,464,861
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1,575円39銭	1,513円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	100	149
(うち支払利息(税額相当額控 除後)(百万円))	(100)	(149)
普通株式増加数(株)	150,591(注)2	177,211
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益金額の 算定に含まれなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

(注) 1 期中平均株式数の算定上の基礎となる株式数(普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数)のうち、前第3四半期連結累計期間開始の日から株式交換日の前日までの株式数は、当該期間におけるイー・モバイルの株式数(株式交換より前から当社が保有するイー・モバイルの株式数控除後)を当社株式数に換算して算定しております。イー・モバイルの株式数の当社株式数への換算方法は、当社とイー・モバイルとの株式交換における交換比率によっております。

2 一部のストック・オプションにつきましても、期中平均株式数と同様の方法(換算方法を含む)で算定しております。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、また、平成24年2月9日開催の取締役会において、平成23年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

株式の種類	当第2四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	普通株式	第1種優先株式	普通株式	第1種優先株式
配当金の総額	693百万円	46百万円	693百万円	46百万円
1株当たりの金額	200円	1,836,250円	200円	1,836,250円
支払請求権の効力発生日及び 支払開始日	平成23年12月12日	平成23年12月12日	平成24年3月12日	平成24年3月12日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月10日

イー・アクセス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 茂 夫 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小山 秀 明 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 千本 倅生は、当社の第13期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。